

# 令和6年第5回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年5月10日（金）午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （17人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （3人）

	4番	菊岡 祐一
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第11号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第13号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 6 議案 第14号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

日 程 第 7 報告 第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第11号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児  
事務局 岡 正樹  
事務局 村井 萌晟  
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号4番菊岡委員、15番森島委員、16番吉田委員から欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中5名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。
会 長	( 挨 拶 )
会 長	先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和6年第5回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。
会 長	日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。
会 長	日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、1番 岡本委員、3番 北澤委員よろしくお願ひします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。
会 長	日程第3、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明いたします。
事務局	受付番号9番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野 ●● ●●、譲受人は城陽市富野 ●● ●●●●です。 権利の種類は3条の無償移転です。世帯内での移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。申請内容は息子への贈与となり、地域として新しい担い手が増えることが期待されて、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明いたします。  
土地の所在は、城陽市観音堂 地目は畑 面積は28平方メートル  
譲渡人は、城陽市観音堂 ●● ●●  
譲受人は、城陽市観音堂 ● ●●●、城陽市観音堂 ● ●●

当該地は、市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。  
転用理由は、農業用兼住居用のための専用通路として利用したいためです。  
現況は畑、東側は農業用倉庫、南側は道路、西側と北側は宅地です。  
雨水排水は、土に自然浸透、また、豪雨時においても譲受人所有地のほうが低地にあり、そちらに排水されます。  
汚水・生活雑排水は、発生しません。  
隣接農地所有者から同意書が提出されています。  
環境課からは、  
・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。  
管理課からは、  
・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。  
・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。  
等の意見が付されております。  
資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、私から報告いたします。

現地は資料1-1地図のとおりであり、北側の自宅への進入路としての申請です。東側以外は農地ではなく、東側は農業倉庫となっており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び私から説明及び報告をしました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第13号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)についてを上程し、受付番号19番と20番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号19番と20番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号19番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

受付番号20番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手はいずれも京都市北区 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。父が貸借されていた農地であり、借り手の所有農地からでない貸借地に進入出来ないため、貸し手からは耕作出来ないため借りて欲しいと要望されており、父の死亡により息子として引き続いて利用権設定されますので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号19番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号20番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号21番について事務局から説明いたします。

なお、本案件は借受人が●●委員となっている案件です。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

●●委員の退席をお願いします。

(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号21番について説明します。

本案件は令和4年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●● ●●さんについては、枇杷庄地区においてイチジクを中心に耕作され農地を適正に管理しておりますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号21番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

(関係委員入室)

会 長

受付番号22番から25番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号22番から25番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号22番について説明します。

本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号23番について説明します。

本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号24番について説明します。

本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号25番について説明します。

本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手はいずれも八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号22番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号23番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号24番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号25番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号26番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号26番について説明します。

本案件は令和5年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は久御山町佐古 ●●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●さんは、以前から当該地で葱を耕作されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号26番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号27番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号27番について説明します。  
本案件は令和3年6月1日から令和6年5月31日で設定された利用権設定の再設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市寺田 ●● ●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●●さんは、認定新規就農者として農地を適正に管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号27番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号28番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号28番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●さんは、お茶を中心に農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号28番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願ひます。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号29番について、書類不備により今回は保留といたします。  
受付番号30番と31番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号30番と31番については同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号30番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

受付番号31番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手はいずれも城陽市枇杷庄 ● ●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●さんは、●●●●●●の部長であり●●●●●●で引き続き農地を貸借されるものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号30番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号31番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第14号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、一括方式についてを上程し、受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
本案件は中間管理機構を利用して貸借するものです。  
借り手は城陽市市辺 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。借り手は、意欲的にいちじくを栽培されており規模拡大したいと考えていて適正に農地は管理されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号6番について説明します。  
本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
本案件は中間管理機構を利用して貸借するものです。  
借り手は八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号6番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

日程第7、報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号16番から20番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号16番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号17番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、宇治市小倉町 ●● ●●です。

受付番号18番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、福岡県大野城市 ●● ●●です。

受付番号19番について説明します。

内容は議案書のとおりです。  
相続人は、京都市西京区 ●● ●●です。

受付番号20番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 日程第8、報告第11号 農地法第4条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。  
土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積は248平方メートル  
申請人は、宇治市大久保町 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。  
露天駐車場として利用するため転用されます。  
隣接地の農地所有者から同意書が提出されています。  
雨水は砂利敷の自然浸透にて排水します。

#### 環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

#### 管理課

- ・申請地北側及び西側に存する市道を取り込まないよう注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願い致します。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

#### 農政課

・周辺農地に影響が出ないように願います。

等の意見が付されております。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地確認時には雑草が繁殖していたが、事務局からの指導により処

理され、周辺農地への影響がなく問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、受付番号3番について事務局から説明いたしま  
す。

事務局

受付番号3番について説明します。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積は248平方メートル

申請人は、宇治市大久保町 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として利用するため転用されます。

隣接地の農地所有者から同意書が提出されています。

雨水は砂利敷の自然浸透にて排水します。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講  
じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

- ・申請地北側に存する市道を取り込まないよう注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願い致します。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

農政課

・周辺農地に影響が出ないように願います。

等の意見が付されております。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。受付番号3番のとおりで問題ないと考えますので、ご審議のほどよ  
ろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第5回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員